

(令和4年度実施分)  
(令和3年10月改訂)

# 高等専門学校機関別認証評価 (付 選択の評価事項)

## 自己評価実施要項

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

# 目次

第1章 評価の内容等	- 1 -
I 自己評価実施要項について	- 1 -
II 評価の内容	- 1 -
III 自己点検・評価の重要性	- 1 -
IV 評価のスケジュール	- 2 -
第2章 自己評価書の作成等	- 3 -
I 提出書類	- 3 -
II 自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成	- 3 -
1 自己評価書「本文編」の構成	- 3 -
2 目的の重要性	- 3 -
3 自己点検・評価の実施	- 4 -
III 選択的評価事項A、Bに係る自己評価書の作成等	- 4 -
1 提出書類	- 4 -
2 自己評価書の作成	- 4 -
IV 自己評価書「根拠資料編」の作成	- 4 -
V 自己評価書の提出方法	- 5 -
1 提出方法	- 5 -
2 提出締切	- 5 -
3 その他	- 5 -
第3章 改善状況の報告の内容及び作成方法等	- 6 -
I 改善状況の報告の内容	- 6 -
1 対象	- 6 -
2 内容	- 6 -
3 スケジュール	- 6 -
II 改善状況報告書等の作成及び提出方法	- 6 -
1 作成	- 6 -
2 提出	- 7 -
第4章 追評価実施要項	- 8 -
I 追評価の内容	- 8 -
1 対象	- 8 -
2 内容	- 8 -
3 追評価のスケジュール	- 8 -
II 追評価の自己評価書等の作成及び提出方法	- 8 -
(別紙1) 自己評価書の作成に当たっての留意点(高等専門学校機関別認証評価)	- 9 -
(別紙2) 自己評価書の作成に当たっての留意点(選択的評価事項に係る評価)	- 11 -

(別添)	(様式1) 高等専門学校機関別認証評価 自己評価書
	(様式2-1) 高等専門学校現況表
	(様式2-2) 平均入学定員充足率計算表
	(様式2-3) 担当教員一覧表
	(様式2-4) 卒業(修了)者進路実績表
	(様式2-5) ウェブサイト掲載項目チェック表
	(様式3) 選択的評価事項に係る評価 自己評価書

# 第1章 評価の内容等

## I 自己評価実施要項について

自己評価実施要項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、その定める高等専門学校機関別認証評価実施大綱（以下「大綱」という。）及び高等専門学校評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、高等専門学校機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を実施するに際して、機構に対して評価の実施を申請した高等専門学校（以下「対象校」という。）が行う自己評価の方法等について記載したものです。

各高等専門学校は、それぞれの質保証の体制を整備し、そのなかで自己点検・評価を実施していますが、機構が実施する認証評価において自己評価書を提出する際には、本要項に定める手順にしたがって自己評価を実施し、その結果を記入したものを自己評価書の様式に記載し、機構に提出してください。

本要項は、4つの章から構成されており、「第1章 評価の内容等」では、機構が実施する認証評価の基本的な内容等を記載しています。「第2章 自己評価書の作成等」では、対象校が行う自己評価の具体的な方法と自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。「第3章 改善状況の報告の内容及び作成方法等」では、大綱の「V 評価の実施方法」の「③ 高等専門学校による改善状況の報告」で明示されている「改善を要する点」として指摘された事項に関する対応状況の報告の方法等について記載しています。「第4章 追評価実施要項」では、大綱の「VI 追評価」で明示されている評価基準に適合していないと判断された場合の追評価の方法等について記載しています。

## II 評価の内容

機構が実施する認証評価は、評価基準に基づいて実施します。評価基準は、「基準1 教育の内部質保証システム」、「基準2 教育組織及び教員・教育支援者等」、「基準3 学習環境及び学生支援等」、「基準4 財政基盤及び管理運営」、「基準5 準学士課程の教育課程・教育方法」、「基準6 準学士課程の学生の受入れ」、「基準7 準学士課程の学習・教育の成果」、「基準8 専攻科課程の教育活動の状況」の8つの基準から構成され、機構は、大綱の「V 評価の実施方法」の「② 機構における評価」に基づき評価を実施します。また、評価基準とは別に、「選択的評価事項A 研究活動の状況」及び「選択的評価事項B 地域貢献活動等の状況」を設け、評価を希望する対象校に対して評価を実施します。

## III 自己点検・評価の重要性

認証評価においては、自己評価書が重要な位置を占めています。高等専門学校は、学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行うこと、及び、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）第2条において教育水準の維持向上が求められており、自己点検・評価を実施しその結果を踏まえて適切に教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム）を構築することが必要です。また、平成28年3月に、中央教育審議会大学分科会等において、この内部質保証システムの重要性が改めて提言されています。

このため、高等専門学校が機構の認証評価を受けるために行う評価業務以外の時期にも内部質保証システムの一環として、定期的かつ計画的な自己点検・評価等を実施し必要な改善を高等専門学校が図っていることを前提に、この認証評価を実施します。

この認証評価において求める自己評価書及び関係書類は、高等専門学校が定期的かつ計画的に実施している自己点検・評価を含めた内部質保証システムの結果を集約して作成されるものとして位置付けています。

## IV 評価のスケジュール

※ 下記スケジュールは、目安であって、毎年度決定します。  
また、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。

		機構	対象校	
下記以前			定期的な自己点検・評価及びその結果に基づく改善の実施	
前年度	9月	高等専門学校機関別認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会		
		評価の申請受付	評価の申請	
評価実施年度	4月	評価手数料の連絡		
	5月			
	6月	【評価部会】	自己評価書等の提出、評価手数料の納入	
	7月	書面調査		
	8月			
	9月		【訪問調査 4週間前までに送付】	【訪問調査 1週間前までに提出】 ○ 面談対象者等の選定 ○ 「訪問調査時の確認事項」への補足説明、資料・データ等収集
	10月		【訪問調査】 ○ 「訪問調査時の確認事項」への回答の確認 ○ 面談、教育現場・学習環境等の調査	
	11月			
	12月	評価結果（原案）の作成		
	1月	【認証評価委員会】		
		評価結果（案）を対象校に通知	評価結果（案）に対する意見の申立ての検討・意見の申立て等	
	2月	意見の申立てへの対応、評価結果の確定・公表		
3月				
翌年度以降			定期的な自己点検・評価、改善の実施	
	6月		改善状況の報告	
	7月	改善状況の報告の調査等		

## 第2章 自己評価書の作成等

### I 提出書類

- ① 自己評価書「本文編」：様式1（機構ウェブサイト <https://www.niad.ac.jp> にて配布）
- ② 自己評価書「根拠資料編」：①で記載する根拠資料等をまとめたもの
- ③ 別紙様式：下記の様式（機構ウェブサイトにて配布）
  - ・（様式2-1）高等専門学校現況表
  - ・（様式2-2）平均入学定員充足率計算表
  - ・（様式2-3）担当教員一覧表
  - ・（様式2-4）卒業（修了）者進路実績表
  - ・（様式2-5）ウェブサイト掲載項目チェック表
- ④ その他資料：次に掲げる既存の資料
  - ・ 学校の概要が記載されているもの（学校要覧等）
  - ・ 入学志願者や中学校等に学校を紹介するためのもの（学校案内等）
  - ・ 教育内容、履修方法等を学生に周知するもの（学生便覧、ガイドブック等）
  - ・ 規則集（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
  - ・ シラバス（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
  - ・ 時間割（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
  - ・ キャンパスマップ
  - ・ 建物見取り図

### II 自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成

#### 1 自己評価書「本文編」の構成

自己評価書「本文編」は下記のとおり構成されています。

- I 高等専門学校の現況及び特徴
- II 目的
- III 基準ごとの自己評価等  
基準、評価の視点、観点、自己点検・評価の項目

#### 2 目的の重要性

高等専門学校の目的については、設置基準第3条において「高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定されており、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（平成29年度改訂版）」においては、目的の欄には「どのような役割や機能を果たすのかを記入」することとされています。このことから、高等専門学校全体並びに学科、専攻ごとに定める目的には、高等専門学校や学科、専攻の使命、果たすべき機能や役割、人材の養成に関する事項等を定めるものと考えられます。

この目的は、基本的には評価の対象とせず、大綱の「II 評価の基本的な方針」の「(3) 個性の伸長に資する評価」のとおり、評価の前提として位置付けています。

このため、高等専門学校で自己点検・評価を実施するに当たって、評価基準ごとに自己点検・評価の項目を確認し、教育研究活動等の状況の分析・評価を行う際には、高等専門学校で定めた目的を踏まえて行うことが必要です。また、平成29年4月施行の学校教育法施行規則第165条の2で規定する三つの方針（卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）との整合性を十分留意してください。

特に、卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）については、具体的な役割や人材養成に関する事項等、目的の内容と重なる部分があると考えられるため、文言や文章の統一等、整合的であるかを十分に留意する必要があります。

### 3 自己点検・評価の実施

自己評価書の作成に際しては、高等専門学校として責任を持って、評価基準に基づき自己点検・評価を実施しつつ作成に当たることが必要です。

自己点検・評価を実施する際には、まず基準と評価の視点の内容を十分に理解した上で、各観点に示された自己点検・評価の項目ごとに、具体的な取組状況を分析してください。この分析に当たっては、根拠となる資料を自己評価書「本文編」に明示するとともに、その根拠資料の内容も十分に確認しつつ分析してください。また、自己評価書には観点ごとに【留意点】を明示してありますので、その内容も確認しつつ分析してください。

自己評価書「本文編」については、別紙1に留意点等をまとめてありますので、別紙1を参照しつつ分析し自己評価書を作成してください。

## Ⅲ 選択的評価事項A、Bに係る自己評価書の作成等

### 1 提出書類

- ① 自己評価書「本文編」：様式3（機構ウェブサイトにて配布）
- ② 自己評価書「根拠資料編」：①で記載する根拠資料等をまとめたもの

### 2 自己評価書の作成

選択的評価事項については、大綱の「XI 選択的評価事項」のとおり、Aの「研究活動の状況」及びBの「地域貢献活動等の状況」について、高等専門学校の求めに応じてその活動を評価します。

自己評価書の作成に際しては、留意点等を別紙2にまとめてありますので、別紙2を参照しつつ分析し自己評価書を作成してください。なお、選択的評価事項の目的は、各選択的評価事項の観点に設定されておりますので、目的が確認できる資料を根拠資料として提示してください。

## Ⅳ 自己評価書「根拠資料編」の作成

自己評価書「根拠資料編」とは、自己評価書「本文編」の自己点検・評価の項目ごとの、判断の根拠となる資料・データ等をまとめたものです。

個々の資料・データ等は、名称及び一意的な（ただ一通りに定められる）番号の両方によって参照できるように作成してください。また、出典を明記してください。個々の資料・データ等の名称は、その内容等が理解しやすいものとし、一意的な番号は、観点ごと、基準ごと、又は自己評価書「本文編」全体を通じて一貫した番号とします。なお、資料を参照する際に留意すべき点がある場合には、評価の視点ごとに設けている「特記事項」欄に、その留意点を記入することができます。

根拠となる資料・データ等は、機構が別途通知する方法によって、電子媒体により提出してください。なお、内容の判別の困難な資料・データ等や、資料・データ等が不足していると判断される場合には、再提出や追加資料・説明を求めることがありますので、留意してください。

## V 自己評価書の提出方法

### 1 提出方法

機構が別途通知する方法によって、電子媒体により提出してください。なお、その他資料（学校要覧等）については、電子媒体がない場合は、紙媒体を4部ずつ提出してください。

### 2 提出締切

評価実施年度の6月30日17時迄に必着

6月30日が休日に当たる場合は直前の金曜日17時迄に必着

### 3 その他

- (1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。
- (2) 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「I 高等専門学校の現況及び特徴」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。
- (3) 紙媒体で提出するその他資料（学校要覧等）がある場合は、封筒等の表面に「高等専門学校機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きし、下記まで郵送してください。

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

評価事業部評価支援課高専評価係

## 第3章 改善状況の報告の内容及び作成方法等

### I 改善状況の報告の内容

#### 1 対象

国・公・私立高等専門学校であって、評価結果において「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項（以下「指定改善事項」という。）を報告の対象とします。

#### 2 内容

指定改善事項については、評価を受けた翌年度から次の評価を受けるまでの間、対象校が改善された状況にあると判断した場合には、その対応状況について、改善状況報告書及び根拠となる資料・データ等を機構に提出することができます。

機構は、改善状況報告書等を調査し、その内容について評価委員会で審議した結果、対応状況が十分であると確認された事項について、既に公表した評価結果にその旨を追記し、当該高等専門学校に通知するとともに、公表します。なお、評価結果への追記事項の確定は、高等専門学校の意見を聴いた上で行います。

#### 3 スケジュール

評価実施年度の翌年度以降

毎年度	6月30日	・改善状況報告書等の提出締切
	7月～	・改善状況報告書等の調査
	1月	・評価結果への追記事項（案）を当該高等専門学校に通知
	～	・当該高等専門学校からの意見の受付締切
	3月	・評価結果への追記事項の確定、当該高等専門学校に通知するとともに、評価結果への追記事項を公表

### II 改善状況報告書等の作成及び提出方法

#### 1 作成

##### (1) 改善状況報告書の作成

様式を機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp>) よりダウンロードの上、作成してください。

また、対応状況については、根拠となる資料等・データを分析しつつ、それぞれの状況に応じて記述してください。

##### (2) 根拠となる資料等・データの示し方

改善状況報告書の「対応状況」欄に資料番号、資料の名称、出典を記載し、資料・データ等については、別添としてください。



## 2 提出

### (1) 提出方法

提出方法については、別に定めます。

### (2) 提出期間

次の評価を受けるまでの間の各年度 6 月 15 日から 30 日 17 時まで  
(6 月 30 日が休日に当たる場合は直前の金曜日 17 時まで)

### (3) その他

提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出を求めることがあります。

## 第4章 追評価実施要項

### I 追評価の内容

#### 1 対象

大綱VIに基づき、認証評価を受け、高等専門学校評価基準に適合していないと判断された高等専門学校のうち、追評価の申請をした当該高等専門学校（以下「追評価対象校」という。）を対象として、追評価を実施します。

#### 2 内容

追評価は、認証評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準について、書面調査及び必要に応じて訪問調査を行うことにより実施します。

なお、複数の基準を満たしていないと判断された場合に、認証評価実施年度の翌年度、翌々年度の2か年度に分けて申請をすることは出来ません。

#### 3 追評価のスケジュール

4月30日	・追評価の申請受付
6月30日	・自己評価書（追評価）等の提出締切
7～12月	・書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施
1月	・追評価結果を確定する前に、追評価結果（案）を追評価対象校に通知
～	・追評価対象校からの意見の申立ての受付締切
3月	・追評価結果の確定、追評価対象校及びその設置者に通知、公表

### II 追評価の自己評価書等の作成及び提出方法

作成及び提出方法については、第2章の内容に準じて、別に定めます。

## 自己評価書の作成に当たっての留意点（高等専門学校機関別認証評価）

自己評価書は以下に示すⅠ～Ⅲから構成されます。自己評価書の作成は、各観点の留意点に配慮して関係する資料・データ等を十分に分析した上で行ってください。

### Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴

2,000字程度で簡潔に記述します。

#### (1) 現況

1. 高等専門学校名：高等専門学校の名称を記述します。
2. 所在地：高等専門学校の本部の所在地とし、都道府県、市区町村名まで記述します。
3. 学科等の構成：設置されている学科・専攻科を、全て記述します。
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況：大学改革支援・学位授与機構の学士の学位の授与に係る特例適用の認定を受けている専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）は、その専攻名を記述します。日本技術者教育認定機構による教育プログラムの認定を受けている（以下「JABEE認定プログラム」という。）専攻科は、その専攻名を記述します。これ以外の第三者評価等を受けている場合は、当該第三者評価等の名称や評価対象である組織やプログラム等を記述します。
5. 学生数及び教員数：評価実施年度の5月1日現在における学科・専攻科の学生数及び教員数を記述します。ただし、教員数については、休職者や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、講師、助教）及び助手の現員数とします。

#### (2) 特徴

沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含めた対象校の特徴を記述します。なお、Ⅰの記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

### Ⅱ 目的

法令上義務付けられている高等専門学校全体の目的（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2）並びに学科ごとの目的（設置基準第3条）、専攻ごとの目的については、必ず記載します。その際、目的を規定している学則等の名称及び条文名（例：学則第〇条、〇〇規則第〇条等）を付記することにより明示します。

その他の単位（準学士課程全体、専攻科課程全体等）で目的を策定している場合には、策定単位がわかるように、同様に記載します。

なお、Ⅱの記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準ごとの自己評価は、第2章「Ⅱ自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成」を踏まえて、以下の手順・方法で行います。

#### ① 自己点検・評価の項目ごとの分析

各観点到示された自己点検・評価の項目について、選択肢のいずれか、又は複数を選び、その分析の根拠を「資料・データ」又は「説明」によって示します。「資料・データ」を根拠とする場合には、その資料がすでに何らかの形で作成されているか、すでに作成されている文書の一部であることが必要です。「説明」を根拠とする場合にも資料を提示することが必要です。「資料・データ」を根拠として求めるか、「説明」を求めるかは、自己評価書「本文編」の右欄において明示しています。前者の場合は◇、後者の場合は◆を付して、求める内容、資料の種類を表示しています。根拠となる「資料・データ」の提出を求めている場合には、「説明」は不要で

す。ただし、「資料・データ」の提示のみでは内容が伝わりにくい場合は、自己評価書又は「資料・データ」内に簡単な補足説明を加えてください。

② 観点ごとの判断

観点ごとに、自己点検・評価の項目に関する判断を総合的に勘案して、当該観点の内容を満たしているか否かを判断し、自己点検・評価結果欄において、該当する選択肢を選びます。（様式においては、①に先立って、記入欄を設けています。）

③ 特記事項の記述

一つ若しくは複数の観点で構成される評価の視点ごとに、観点のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、必要に応じて、「特記事項」欄に記述します。

なお、「特記事項」欄に記述しない場合は、「該当なし」と記述します。

④ 「優れた点」「改善を要する点」の記述

これらの観点ごとの判断及び特記事項の内容を総合的に勘案して、基準ごとに、以下の考え方に基づき、優れていると自ら判断する点や改善が必要であると自ら判断する点を記述します。

なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述します。

優れた点	1) 対象校の取組状況や達成状況が高い水準にあると自ら判断するもの。 2) 必ずしも成果としては十分達成されていないものの、独自の工夫等を図った特色ある取組状況であると自ら判断するもの。 3) その他、優れた点として特記すべきであると自ら判断するもの。
改善を要する点	1) 対象校の取組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると自ら判断するもの。 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると自ら判断するもの。

## 自己評価書の作成に当たっての留意点（選択的評価事項に係る評価）

自己評価書は以下に示すⅠ～Ⅲから構成されます。自己評価書の作成は、各観点の留意点に配慮して関係する資料・データ等を十分に分析した上で行ってください。

### Ⅰ 高等専門学校の実況及び特徴

別紙 1 に準じて、作成します。

### Ⅱ 目的

別紙 1 に準じて、作成します。

### Ⅲ 選択的評価事項の自己評価等

事項ごとの自己評価は、以下の手順・方法で行います。

#### ① 自己点検・評価の項目ごとの分析

各観点に示された自己点検・評価の項目について、選択肢のいずれかを選び、その分析の根拠を「資料・データ」又は「説明」によって示します。「資料・データ」を根拠とする場合には、その資料がすでに何らかの形で作成されているか、すでに作成されている文書の一部であることが必要です。「説明」を根拠とする場合にも資料を提示することが必要です。「資料・データ」を根拠として求めるか、「説明」を求めるかは、自己評価書「本文編」の右欄において明示しています。前者の場合は◇、後者の場合は◆を付して、求める内容、資料の種類を表示しています。根拠となる「資料・データ」の提出を求めている場合には、説明は不要です。ただし、「資料・データ」の提示のみでは内容が伝わりにくい場合は、自己評価書又は「資料・データ」内に簡単な補足説明を加えてください。

#### ② 観点ごとの判断

観点ごとに、自己点検・評価の項目に関する判断を総合的に勘案して、当該観点の内容を満たしているか否かを判断し、自己点検・評価結果欄において、該当する選択肢を選びます。（様式においては、①に先立って、記入欄を設けています。）

#### ③ 特記事項の記述

複数の観点で構成される評価の視点ごとに、観点のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、必要に応じて、「特記事項」欄に記述します。

なお、「特記事項」欄に記述しない場合は、「該当なし」と記述します。

#### ④ 目的の達成状況の判断

選択的評価事項の目的は、各選択的評価事項の観点に設定されていますので、目的が確認できる根拠資料を提示してください。この目的について、観点ごとの自己点検・評価の項目に関する判断及び特記事項の内容を総合的に勘案して、達成状況を次の判断基準を用いて 4 段階で判断をします。

判断を示す記述	判断の際の考え方
目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が非常に優れており、目的に照らして全体の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が優れており、目的に照らして全体の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に改善すべきところはあるが、目的に照らして全体の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に問題があり、目的に照らして全体の達成状況が不十分であると判断される場合

⑤ 「優れた点」や「改善を要する点」の記述

これらの観点ごとの判断及び特記事項の内容を総合的に勘案して、事項ごとに、以下の考え方に基づき、優れていると自ら判断する点や改善が必要であると自ら判断する点を記述します。

なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述します。

優れた点	1) 対象校の取組状況や達成状況が高い水準にあると自ら判断するもの。 2) 必ずしも成果としては十分達成されていないものの、独自の工夫等を図った特色ある取組状況であると自ら判断するもの。 3) その他、優れた点として特記すべきであると自ら判断するもの。
改善を要する点	1) 対象高等専門学校の取組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると自ら判断するもの。 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると自ら判断するもの。